

# 「長岡市地域防災計画 令和4年度修正（案）」に係るパブリックコメントの実施結果

## 1 概要

### (1) 実施期間

令和5年2月10日（金曜日）から同月28日（火曜日）まで

### (2) 実施の周知

市ホームページ及び市政だより（2月1日発行号）への掲載並びにアオーレ長岡東棟1階情報ラウンジ及び各支所地域振興・市民生活課（栃尾支所にあつては、地域振興課）への備付け

### (3) 意見提出者

2人

### (4) 意見件数

9件

## 2 寄せられた意見と市の考え

No.	該当箇所	意見の概要	意見に対する市の考え
1		<p>前提となる被災想定を掲載しないのはなぜか。</p> <p>「千葉市地域防災計画（共通編）」19ページから23ページまでの記載のように、人的被害、建物被害、ライフライン復旧までの日数、避難者数等を掲載しないと、平時において後段の医薬品や災害食の準備など、災害に備えた意識啓発はできない。</p> <p>また、「病院については、最低3日分の医薬材料の在庫を持つよう努める」（2編2章18節医療救護活動）とあるが、例えば負傷者が通常の5倍程度発生することが予想されるなら、3日分程度の準備で足りるのか。</p> <p>避難者数がどの程度発生するか的前提条件を立てた後、災害食を保管するのではないのか。</p>	<p>御指摘を踏まえ、住民や事業者の災害への備えに資するため、被害想定については、令和5年度において長岡市地域防災計画（資料編）に掲載することを検討しています。</p> <p>当該被害想定については、新潟県が公表している新潟県地震被害想定調査に基づく長岡市の被害想定に掲載を予定しています。</p>
2	1編2節（長岡市防災体制強化の指針）	<p>「1指針の役割」において、『日本一災害に強い都市（まち）づくり』とあるが、「日本一」は不要ではないか。</p>	<p>御指摘の箇所については、平成18年2月の長岡市防災体制検討委員会（当時）からの提言を踏まえて作成した指針における表現であり、当該指針自体はなお存続し、これを引用している部分であるため、原案どおりとします。</p>

3	1 編 2 節 (長岡市防災体制強化の指針)	<p>「3 長岡市防災体制強化の指針 5つの柱 (1) 災害予防と減災対策 (主な取組)」において、「⑥小中学校の校舎や体育館の耐震補強」とあるが、耐震化はほぼ終わっているのではないか。</p> <p>終わっていないのであれば、耐震化に加え、自家発電設備の非浸水化が必要ではないか。自分の住んでいる地域の小中学校の自家発電設備は1階にあり、ハザードマップ上では3.0～5.0m未満の浸水想定エリアに該当している。</p>	<p>御指摘の箇所については、No. 2のとおり、当該指針自体がなお存続し、これを引用している部分であるため、原案どおりとします。</p>
4	2 編 1 章 2 節 (地域力・市民力を生かした防災への取組)	<p>「2 各主体の責務及び業務の内容 (2) 自主防災組織の役割 平時の活動」において、「避難行動要支援者への支援対策」とあるが、「避難行動要支援者及び要配慮者のニーズ把握とその支援対策」に改めてはどうか。</p>	<p>当該部分については、災害対策基本法を踏まえ、避難行動要支援者に係る避難支援等への関与を、自主防災組織に期待される役割の一つとして挙げているものです。</p> <p>御指摘のように、上記関与の範囲を要配慮者全体に拡大することについては、自主防災組織の規模や活動の程度、構成員が各団体によって様々であることを踏まえ、当該部分は原案どおりとします。</p>
5	2 編 1 章 2 節 (地域力・市民力を生かした防災への取組)	<p>「2 各主体の責務及び業務の内容 (4) 市の役割⑥地域の防災拠点づくりの推進」において、「『道の駅』等、市民のだれもが気軽に訪れることができる地域の拠点と連携」とあるが、コミュニティセンターなどを追加してはどうか。</p>	<p>御指摘とコミュニティセンターにおける防災活動の実態を踏まえ、当該部分を次のように改めます。</p> <p>⑥ 地域の防災拠点づくりの推進</p> <p>市は、情報伝達や活動の拠点として、道の駅、コミュニティセンター等、市民のだれもが気軽に訪れることができる地域の拠点を活用する。</p>

6	2 編 1 章 2 節（地域力・市民力を生かした防災への取組）	<p>「2 各主体の責務及び業務の内容（4）市の役割⑦要配慮者への配慮」とあるが、「避難行動要支援者及び要配慮者（以下「要配慮者」という。）にしてはどうか。他のページでも「避難行動要支援者」と「要配慮者」の文言が個別に散見されるが、初出の部分で文言の定義をしてはどうか。</p> <p>また、「要配慮者の不安解消」とあるが、「要配慮者のニーズの把握（ヘルプカード）などを行い、不安解消」に改めてはどうか。</p>	<p>「要配慮者」と「避難行動要支援者」の文言については、前者が「高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者」と、後者が「要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するもの」として、計画上、各箇所の記述に応じて使い分けています。</p> <p>また、後段の御指摘については、要配慮者の不安解消には御指摘のヘルプカード等の配布をはじめ、多様な手段が考えられるところですが、本計画が災害の対策に係る総合的かつ基本的な計画であることから、原案どおりとします。</p>
7		<p>令和2年6月改定の「長岡市洪水ハザードマップ」に記載している「長岡方式の避難行動」などについて、例示したり、計画の内容と整合を図ってはどうか。</p>	<p>御指摘のとおり、今回の改定において、第3編第1部第1章第3節（長岡方式の避難行動）を新たに設けました。</p> <p>これに伴い、他の節においても、「長岡方式の避難行動」等との整合を図っています。</p>
8		<p>令和元年台風第19号により、信濃川の水位が観測史上最高の23.87mとなったことについて、明示してはどうか。</p>	<p>御指摘の事項については、長岡市地域防災計画（資料編）「9 その他の資料」に掲載済みです。</p>
9		<p>平成28年1月25日の大雪及び令和4年12月18日の大雪による国道や市道の大渋滞について、資料や教訓を掲載してはどうか。</p>	<p>雪害の資料等については、当該災害につき災害救助法の適用があったものを、長岡市地域防災計画（資料編）「9 その他の資料」に掲載しています。御指摘のあった令和4年12月の雪害については、令和5年度において、資料編に掲載することを予定しています。</p>